



定期第945号 令和8年5月15日発行

目次

※は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
243	令和8年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	危機管理政策課
244	特定調達契約について総合評価一般競争入札により落札者を決定した件	防災対策推進課
245※	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件の一部を改正する件	職員厚生課
246※	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額を定める件の一部を改正する件	同
247	養鶏振興法の規定によるふ化業者を登録した件	畜産振興課
248	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
249	同	同
250	同	同
251	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	教育委員会

【病院局告示】

番号	表題	担当課名
3	特定調達契約について総合評価一般競争入札により落札者を決定した件	

**【教育委員会規則】**

番 号	表	題	担当課名
7 ※		徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則	

**【教育委員会訓令】**

番 号	表	題	担当課名
3 ※		職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令	

**【教育長訓令】**

番 号	表	題	担当課名
3 ※		徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	

## 徳島県告示第243号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和8年度の2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 正 純

### 1 募集期間

令和8年4月27日（月曜日）から同年5月26日（火曜日）まで

### 2 試験期日及び試験種目

試験期日	試験種目
令和8年6月2日（火曜日）又は3日（水曜日）のいずれか1日	学科試験及び適性検査
令和8年6月6日（土曜日）	口述試験及び身体検査

備考 学科試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

### 3 口述試験及び身体検査試験場

名称	位置
海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38

### 4 その他

詳細については、自衛隊徳島地方協力本部（電話 088-623-2215）まで問い合わせること。

## 徳島県告示第244号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
徳島県災害時情報共有システム構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県危機管理部防災対策推進課  
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社NTTデータ四国  
愛媛県松山市本町一丁目3番地4
- 5 落札金額  
275,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 総合評価一般競争入札の公告を行った日  
令和8年1月9日

## 徳島県告示第245号

平成2年徳島県告示第878号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和8年5月15日から施行する。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,799円	14,597円
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円
55歳以上60歳未満	7,526円	27,949円
60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円
70歳以上	4,400円	14,597円

## 徳島県告示第246号

平成8年徳島県告示第471号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和8年5月15日から施行する。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

表常時介護を要する状態の項第2号中「8万5,490円」を「9万790円」に改め、同表  
随時介護を要する状態の項第2号中「4万2,700円」を「4万5,400円」に改める。

## 徳島県告示第247号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者として、次のとおり登録した。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	名称及び代表者氏名	住所	ふ化場	
					名称	所在地
第175号	令和8年5月1日	令和11年4月30日	株式会社イシイ 代表取締役社長 竹内正博	名西郡石井町高川原字高川原71番1	株式会社イシイ関東孵卵場	栃木県塩谷郡高根沢町中阿久津668番地
第176号	同	同	同	同	株式会社イシイ九州孵卵場	大分県宇佐市大字出光23番地1
第177号	同	同	同	同	株式会社イシイ鹿児島孵卵場	鹿児島県南さつま市大浦町1275番地
第178号	同	同	石井養鶏農業協同組合 代表理事 竹内正之	同 石井字白鳥310番地	石井養鶏農業協同組合 徳島工場	徳島市国府町矢野485番地
第179号	同	同	有限会社篠塚孵化場 代表取締役 篠塚章太	吉野川市山川町三島9番地	有限会社篠塚孵化場	吉野川市山川町三島9番地

## 徳島県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 土地改良区の事務所の所在地及び名称

阿南市中林町

阿南東部土地改良区

2 認可年月日

令和8年4月8日

## 徳島県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称  
三好郡東みよし町  
三好南岸土地改良区
- 2 認可年月日  
令和8年4月16日

## 徳島県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称  
美馬市美馬町  
美馬町土地改良区
- 2 認可年月日  
令和8年4月20日

## 徳島県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定  
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
弁護士法人一番 町綜合法律事務 所	東京都千代田区紀 尾井町3番12号紀 尾井町ビル	徳島県奨学金債権回 収業務	令和8年3月 27日	令和8年4月 1日

### 徳島県病院局告示第3号

徳島県病院局財務規程（平成17年徳島県病院局管理規程第9号）第107条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年5月15日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
血管造影X線撮影装置（IVR-CTシステム）及び保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県病院局経営改革課  
徳島市万代町1丁目1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和8年3月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
キヤノンメディカルシステムズ株式会社徳島支店  
徳島市東船場町2丁目21番地2
- 5 落札金額  
316,925,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価落札方式一般競争入札
- 7 総合評価落札方式一般競争入札の公告を行った日  
令和8年2月13日

## 徳島県教育委員会規則第7号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月15日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和42年徳島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「職員の旅費に関する条例施行規則（昭和35年徳島県規則第51号）別記様式による」を「職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号）第4条第4項に規定する」に改め、「又は総務事務システム」を削り、同項ただし書中「職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号）第4条第5項」を「同条第5項」に改める。

第14条第1項中「とき」を「とき（当該期間に引き続いて新たに休養を要することが明らかとなったときを含む。）」に改め、同条第2項を削る。

様式第8号の4を次のように改める。

### 様式第8号の4 削除

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 令和8年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に徳島県教育委員会職員服務規則第1条に規定する職員に命ぜられた出張は、改正後の同規則第9条第1項の規定により命ぜられた出張とみなす。

## 徳島県教育委員会訓令第3号

各公立学校

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月15日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令(昭和60年徳島県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第2条第2項」を「第2条第10号」に改める。

### 附 則

- 1 この訓令は、令和8年5月15日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例第2条第10号の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 徳島県教育委員会教育長訓令第3号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月15日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和46年徳島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2生涯学習課の表第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

### 附 則

この訓令は、令和8年5月15日から施行する。